

道路メンテナンス会議の取り組み

【老朽化対策における法令・定期点検基準等の体系化】

平成26年7月1日よりトンネル、橋などの構造物について5年に1回の近接目視による点検が義務化され、健全性の診断結果を4区分（Ⅰ：健全、Ⅱ：予防保全段階、Ⅲ：早期措置段階、Ⅳ：緊急措置段階）に分類

◇各県において「道路メンテナンス会議」を設置

役割・目的

- ・研修・基準類の説明会等の調整
- ・点検・修繕における技術的な相談
- ・点検業務の発注支援等

検討調整

- ・定期点検の優先順位の考え方
- ・点検計画策定
- ・地域一括発注
- ・道路鉄道連絡会議の設置等

進捗状況等
について
情報共有

自治体支援の取り組み内容

○メンテナンスに関する研修・セミナーの開催

- ・四国地方整備局、各県道路メンテナンス会議が主催し、橋梁・トンネル等の点検に関する研修等を実施

○修繕代行事業による支援（直轄）

- ・高度な技術力等を要する修繕工事は、施設管理者からの要請を踏まえ、修繕代行事業により支援
〔平成27～28年度：大渡ダム大橋（高知県仁淀川町）〕

○道路メンテナンス事業補助制度による支援

- ・地方公共団体において、長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対して、個別補助制度により支援



道路メンテナンス会議の開催（香川県）



研修セミナーの開催（徳島県）



整備局主催の研修開催（愛媛県）



修繕代行の実施状況（大渡ダム大橋）

直轄国道の対応

老朽化対策

コンクリート舗装修繕

事業中
(愛媛県宇和島市)



- 国道56号宇和島市津島高田地区でライフサイクルコストに優れたコンクリート舗装を推進

